配当公告

福岡県北九州市若松区高須南一丁目二番一二二号　破産者　平成建設株式会社

右の者に対する福岡地方裁判所小倉支部平成二十二年（フ）第四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金六八四、五八九、八六〇円

一、配当することのできる金額　金七一、六七七、九二八円

平成二十四年十月四日

福岡県北九州市小倉北区大手町一一番三号　大手町アイビースクエア二階大手町法律事務所　破産管財人　中野　敬一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市津軽石第八地割四一番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　盛合　正志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月四日

岩手県宮古市栄町三番三五号キャトル宮古五階法テラス宮古法律事務所　相続財産管理人　弁護士　杉山　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆市冷川一五二三番地一六、最後の住所静岡県伊豆市冷川一五二三番地の一六　被相続人　亡　森　強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月四日

静岡市葵区追手町一番一三号　アゴラ静岡ビル四階　追手町法律事務所　相続財産管理人　杉田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市光ケ丘八番地三、最後の住所静岡県三島市光ケ丘（一丁目）八番地の三　被相続人　亡　石川　博章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月四日

静岡県沼津市共栄町一四番地の三福信第二ビル一階　ひとすぎ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　一杉　泰博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市長伏一四七番地一八、最後の住所静岡県三島市長伏一四七番地の一八　被相続人　亡　仙波　欣也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月四日

静岡県沼津市共栄町一四番地の三福信第二ビル一階　ひとすぎ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　一杉　泰博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市泉町二丁目四番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古川　和康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月四日

愛知県豊田市神田町二丁目九番地八ルック神田ビル二F大友法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大友　啓次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市南区道徳通三丁目六一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　倉知　岳法

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月四日

名古屋市中区錦二丁目一〇番二二号シティハウス五〇三鈴木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市春日町九番地六、最後の住所大阪府大阪市福島区吉野二丁目六番五号　被相続人　亡　三谷　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月四日

大阪市中央区北浜二丁目二番二一号北浜三泉ビル七階　相続財産管理人　弁護士　宮本　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区長柄西一丁目九番地、最後の住所大阪府大阪市住之江区西住之江三丁目四番二二号ヴィラ西住之江一〇三号　被相続人　亡　古本　重春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月四日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル五階　相続財産管理人　生口　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市東山手町一丁目九番地、最後の住所兵庫県西宮市津門宝津町六番六号　被相続人　亡　福本　忠次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月四日

事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階　相続財産管理人　弁護士　津久井　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後高田市西真玉二三一五番地、最後の住所神戸市東灘区深江浜町六七番地　被相続人　亡　野上　二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月四日

神戸市中央区元町通七丁目一番二号ネオ・アージュ神戸元町六〇八号　相続財産管理人　氏家　淳志

第９期決算公告

平成24年5月28日　東京都中野区本町六丁目20番12号

ＳＯＤアートワークス株式会社

代表取締役　池辺　英親

貸借対照表の要旨（平成24年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	414	流動負債	113
固定資産	94	**負債合計**	**113**
		株主資本	396
		資本金	10
		資本剰余金	31
		資本準備金	31
		利益剰余金	354
		その他利益剰余金	354
		（うち当期純利益）	(98)
		純資産合計	**396**
資産合計	509	**負債・純資産合計**	**509**

㈱ 百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

第７期決算公告

平成24年5月28日　東京都中野区本町六丁目20番12号

ＳＯＤクリエイト株式会社

代表取締役　菅原　千恵

貸借対照表の要旨（平成24年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,962	流動負債	294
固定資産	457	（賞与引当金）	(1)
		固定負債	104
		負債合計	**398**
		株主資本	2,021
		資本金	50
		利益剰余金	2,180
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	2,168
		（うち当期純利益）	(124)
		自己株式	△209
		純資産合計	**2,021**
資産合計	2,420	**負債・純資産合計**	**2,420**

㈱ 百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。